

○宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱

平成30年 4 月 1 日

要綱第33号

宇和島市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱（平成28年要綱第19号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、新エネルギー設備等を導入する者に対し支援を行うことにより、市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化を防止し、環境にやさしいまちづくりを推進するため、予算の範囲内において宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 住宅 居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上を占める一戸建ての住宅をいう。
- （2） 事業完了日 導入した次条に規定するシステムの保証書に記載されている引渡日（電気自動車を導入した場合にあっては、自動車検査証に記載されている交付年月日）をいう。

（補助対象システム）

第3条 補助金の交付の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）は、別表第1の左欄に掲げる設備であって同表の右欄に定める要件を満たすものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、別表第2の左欄に掲げる補助対象システムごとに同表の右欄に定める要件を満たすものであって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1） 市の住民基本台帳に記録されている個人であること。
- （2） 世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
- （3） 事業完了日が補助金の交付を受ける年度内であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業完了日から起算して30日を経過する日又は申請しようとする日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第4に定める書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付額を確定し、申請者に対し宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付請求書（様式第3号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受理し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(取得財産等の管理)

第10条 補助事業者は、補助対象システムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象システムについて、市が送付する第7条の交付決定通知書を備え、管理しなければならない。

(処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該補助対象システムを処分（売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ市長に宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反して、市長の承認を受けずに補助対象システムを処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の施行について不正の行為があると認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該補助事業者はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び現地調査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象システムの設置状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年 月 日要綱第 号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

設 備	要 件
家庭用燃料電池 (以下「エネファーム」という。)	次の全ての要件を満たすものであること。 (1) 国が実施する「民生用燃料電池 (エネファーム) 導入支援事業費補助金」における補助対象システムであり、かつ、補助対象経費が国の定める裾切価格以下であること。 (2) 未使用のものであること。
家庭用リチウムイオ	次の全ての要件を満たすものであること。

ン蓄電池（以下「蓄電池」という。）	<p>(1) 蓄電容量が1キロワットアワー以上の蓄電部とインバーター等の電力変換装置とが一体的に構成されたシステムであること。</p> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたもの</p> <p>(3) 未使用のものであること。</p>
電気自動車	<p>次の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 国が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金」の補助対象車両として登録されている四輪の電気自動車であること。</p> <p>(2) 自家用車（原動機付自転車を除く。）として登録された新車であること。</p> <p>(3) リース車でないこと。</p>

別表第2（第4条関係）

補助対象システム	要 件
エネファーム	<p>次の全てに該当すること。</p> <p>(1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象システムを設置した者又は自ら居住するために市内に補助対象システム付きの住宅を購入した者であること。</p> <p>(2) 補助対象システムを設置した住宅が自己の所有する住宅でない場合にあつては、当該住宅の所有者又は納税義務者全員から同意を得ていること。</p> <p>(3) 自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、電力系統連系に係る承認等を得ていること。</p> <p>(4) 同一住宅においてエネファームに係る補助金の交付を市から受けていないこと。</p>
蓄電池	<p>次の全てに該当すること。</p> <p>(1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象システムを設置した者又は自ら居住するために市内に補助対象システム付きの住宅を購入した者であること。</p> <p>(2) 補助対象システムを設置した住宅が自己の所有する住宅でない場合にあつては、当該住宅の所有者又</p>

	<p>は納税義務者全員から同意を得ていること。</p> <p>(3) 自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、電力系統連系に係る承認等を得ていること。</p> <p>(4) 同一住宅において蓄電池に係る補助金の交付を市から受けていないこと。</p>
電気自動車	<p>次の全てに該当すること。</p> <p>(1) 補助対象システムの購入者かつ所有者かつ使用者であること。ただし、ローン購入の場合は、所有者が販売店、ファイナンス会社等でも可とする。</p> <p>(2) 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が市内であること。</p> <p>(3) 補助を受けようとする年度内に、同一世帯で電気自動車に係る補助金の交付を市から受けていないこと。</p>

別表第3（第5条関係）

	補助対象経費	補助金の額
エネファーム	燃料電池ユニット 貯湯ユニット 付属品他 配線・配線器具の購入・据付 配管・配管器具の購入・据付 上記工事に付随する費用	20万円
蓄電池	蓄電池部 電力変換装置 付属品 他 配線・配線器具の購入・据付 配管・配管器具の購入・据付 上記工事に付随する費用	10万円
電気自動車	電気自動車の購入に要する費用	5万円

別表第4（第6条関係）

共通	<p>(1) 売買契約書又は工事契約書の写し</p> <p>(2) 領収証の写し</p> <p>(3) 設置状況の分かるカラー写真</p> <p>(4) 住民票（世帯全員）の写し</p> <p>(5) 市税等の納税・納付証明書又は非課税証明書</p>
----	---

エネファーム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置した建物の所有者等を証明する書類 (2) 領収内訳書 (3) 電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し (4) 保証書の写し (5) 居住割合を示す書類（店舗等兼用住宅の場合）
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置した建物の所有者等を証明する書類 (2) 領収内訳書 (3) 電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し (4) 保証書の写し (5) 居住割合を示す書類（店舗等兼用住宅の場合）
電気自動車	自動車検査証の写し

様式第1号(第6条関係)

宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金の交付を受けたいので、宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

住所	〒 ー 宇和島市	
フリガナ		㊟
氏名		
電話番号		

2. 申請内容

補助対象システム	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池（エネファーム） <input type="checkbox"/> 家庭用リチウムイオン蓄電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車
設置場所／使用の本拠地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 宇和島市
設置形態 (電気自動車の場合は記入不要)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売
事業完了日	年 月 日
補助金申請額	円

備考 補助対象システムの種別に応じ、各別紙を添付すること。

(別紙1)

補助対象システム	家庭用燃料電池 (エネファーム)
----------	---------------------

1. 補助対象システムの概要

	メーカー	型式	製造番号
燃料電池ユニット			
貯湯ユニット			

2. 確認事項

<p>1. 私の世帯員全員の市税等の納税及び納付状況を調査することに同意します。</p> <p>2. <input type="checkbox"/> 補助対象システムを設置した建物は私の単独所有です。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象システムを設置した建物は私の単独所有ではありませんが、補助対象システムの設置に当たっては、当該建物の所有者又は納税義務者全員からの同意を得ております。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (印)</p>
--

※ 添付書類

- (1) 売買契約書又は工事契約書の写し
- (2) 領収証の写し及び領収内訳書
- (3) 設置状況の分かるカラー写真
※当該建物全体、補助対象システムの全体及び型式の記載がある銘板の写真
- (4) 住民票（世帯全員）の写し
※ 続柄の記載があるもの
- (5) 世帯員全員が市税を滞納していない証明書の写し
※納税課交付の「納税・納付証明書」
課税がない場合は、税務課交付の「非課税証明書」
- (6) 設置した建物の所有者等を証明する書類
- (7) 電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し
- (8) 保証書の写し
- (9) 居住割合を示す書類（店舗等兼用住宅の場合）

(別紙2)

補助対象システム	家庭用リチウムイオン蓄電池
----------	---------------

1. 補助対象システムの概要

メーカー	
型式	
製造番号	
蓄電容量	kWh

2. 確認事項

<p>1. 私の世帯員全員の市税等の納税及び納付状況を調査することに同意します。</p> <p>2. <input type="checkbox"/> 補助対象システムを設置した建物は私の単独所有です。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象システムを設置した建物は私の単独所有ではありませんが、補助対象システムの設置に当たっては、当該建物の所有者又は納税義務者全員からの同意を得ております。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (印)</p>
--

※ 添付書類

- (1) 売買契約書又は工事契約書の写し
- (2) 領収証の写し及び領収内訳書
- (3) 設置状況の分かるカラー写真
※当該建物全体、補助対象システムの全体及び型式の記載がある銘板の写真
- (4) 住民票（世帯全員）の写し
※ 続柄の記載があるもの
- (5) 世帯員全員が市税等を滞納していない証明書
※納税課交付の「納税・納付証明書」
課税がない場合は、税務課交付の「非課税証明書」
- (6) 設置した建物の所有者等を証明する書類
- (7) 電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し
- (8) 保証書の写し
- (9) 居住割合を示す書類（店舗等兼用住宅の場合）

(別紙3)

補助対象システム	電気自動車
----------	-------

1. 補助対象システムの概要

メーカー	
車種名	
型式	
車台番号	
車両番号 (プレート番号)	

2. 確認事項

私の世帯員全員の市税等の納税及び納付状況を調査することに同意します。
氏 名 印

※ 添付書類

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 領収証の写し
- (3) 設置状況の分かるカラー写真
※車両番号(プレート番号)が分かる正面からの写真及び車両全体が写っている横からの写真
- (4) 住民票(世帯全員)の写し
※続柄の記載があるもの
- (5) 世帯員全員が市税等を滞納していない証明書
※納税課交付の「納税・納付証明書」
課税がない場合は、税務課交付の「非課税証明書」
- (6) 自動車検査証の写し

式第2号（第7条関係）

宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

回

年 月 日付けで交付申請のありました宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金については、宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記により交付します。

記

- 1 補助対象システム 別紙のとおり
- 2 交付金額 金 円
- 3 交付条件

次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 要綱第11条の規定に違反して、市長の承認を受けずに補助対象システムを処分したとき。
- (4) その他不正の行為があると認められたとき。

- 4 その他

この通知書は、別紙記載の処分制限期間の間、大切に保管してください。

(別紙)

補助事業者	
財産名	
型式	
製造番号／車台番号	
単価（購入費用）	
取得年月日	
法定耐用年数	
補助金額	
備考（自動車は自動車登録番号 又は車両番号）	

処分制限期間	年 月 日～ 年 月 日
--------	--------------

※上記処分制限期間内において、当該所得財産等を処分（売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄することをいいます。）しようとする場合は、あらかじめ市長に宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けてください。

様式第3号（第8条関係）

宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付請求書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者 郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付の決定を受けた宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金について、宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

振 込 口 座	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	種 類	普通 / 当座
	口 座 番 号	
	口座名義 (漢 字)	
	口座名義 (ふりがな)	

※申請者の名義の口座を記入してください。

様式第4号（第11条関係）

宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

届出者 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

㊞

宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 交付決定番号

2 処分の方法

該当する項目に○を記入してください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他

「その他」については具体的に []

3 処分の時期

年 月 日から

(年 月 日まで)

4 処分の理由

5 処分の条件（処分することによって収益がある場合は、その額を記載してください。）